



伊予市における 事務事業評価の概要

企画振興部企画政策課



本市の行政評価について

伊予市自治基本条例（平成21年伊予市条例第34号）

（総合計画）

第12条 市は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本構想及びこれを実現するための基本計画（以下「総合計画」という。）を、自治の基本理念にのっとり策定するものとする。

2 執行機関は、総合計画の進行管理を的確に行うものとする。

3 執行機関は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定するものとする。

（行政評価）

第14条 市は、自ら合理的、客観的かつ成果を重視した行政活動を推進するとともに、住民の視点に立った市政運営の展開及び情報を共有することによる市民参画型の行政の推進を図るため、行政評価を実施するものとする。

2 執行機関は、行政評価について、できる限り客観的な手法を用いて実施し、施策の成果及び達成度を明らかにし、評価に基づき施策等を見直し、次年度以降の施策形成や実施に反映させなければならない。

本市の行政評価について

伊予市行政評価に関する条例（平成18年伊予市条例第65号）

（目的）

第1条 この条例は、伊予市（以下「市」という。）が行う施策及び事務事業（以下これらを総称して「行政活動」という。）の評価に関し必要な事項を定めることにより、自ら合理的、客観的かつ成果を重視した行政活動を推進するとともに、住民への説明責任を全うする観点から、行政活動の評価に関する情報を公開することによって、住民の視点に立った市政運営を展開するとともに情報を共有することによる市民参画型の行政を推進することを目的とする。

伊予市行政評価実施規程（平成18年伊予市訓令第12号）

（目的）

第1条 この規程は、行政評価を実施するために必要な事項を定め、市民の視点に立った成果重視の市政運営に資するとともに、市民に対する説明責任及び職員の意識改革を図ることを目的とする。

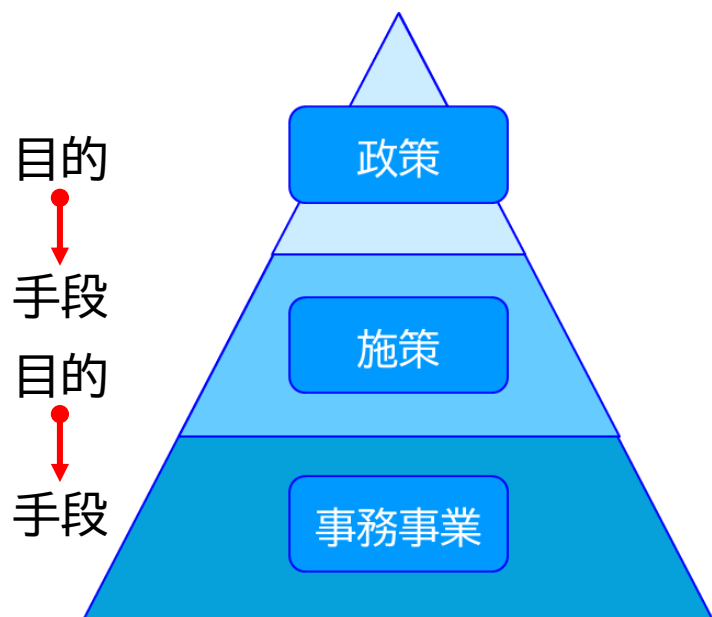
【政策体系図】総合計画と行政活動の3層構造

第2次伊予市総合計画

前期基本計画(H28～R2)／後期基本計画(R3～R7)

【総合計画】

行政運営の基本となる**最上位計画**。目指すべき将来像及び今後のまちづくりの目標を示した「基本構想」と基本構想を実現するための施策の基本的方向及び体系を示した「基本施策」で構成。



【政策】

市の目指す将来像「**まち・ひと とともに育ち輝く伊予市**」を実現するために定めた5つの基本目標

快適空間都市の創造 健康福祉都市の創造 生涯学習都市の創造
産業振興都市の創造 参画協働推進都市の創造

【施策】

5つの基本目標を達成するために設定した24の基本計画
(おおむね5年間で実施するもの)

住みやすい都市空間づくり 市民が主役のまちづくり ほか

【事務事業】

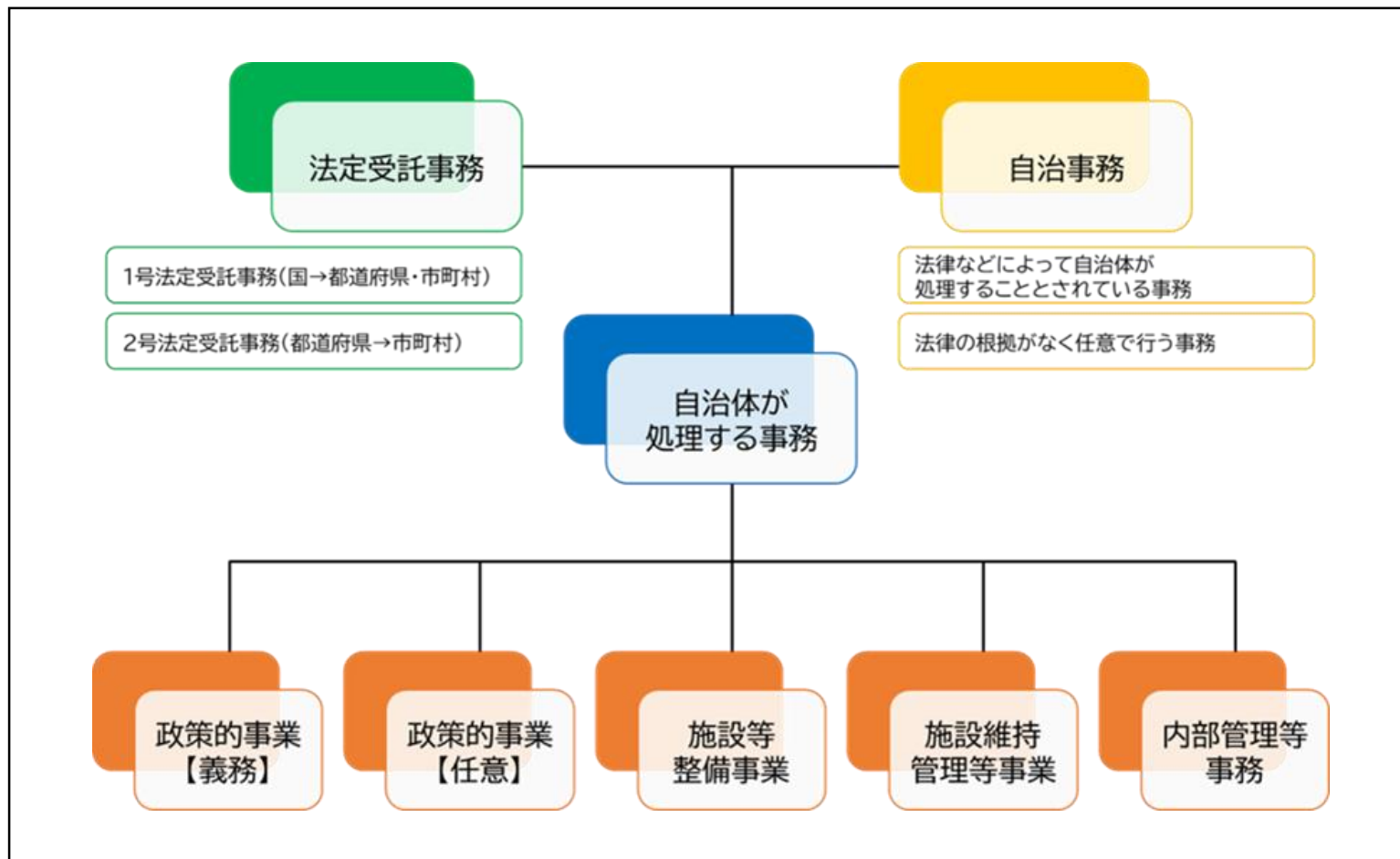
上記の施策を達成するために実施する個々の事務事業
(おおむね1～3年間で実施するもの)

伊予市では約570の事務事業

行政評価委員会では、事務事業について御意見を頂きます

事務事業評価のタイプ分け及び評価の濃淡

事務事業の性質によって、5つの事業タイプに分類し、評価手法に濃淡をつけて実施します。

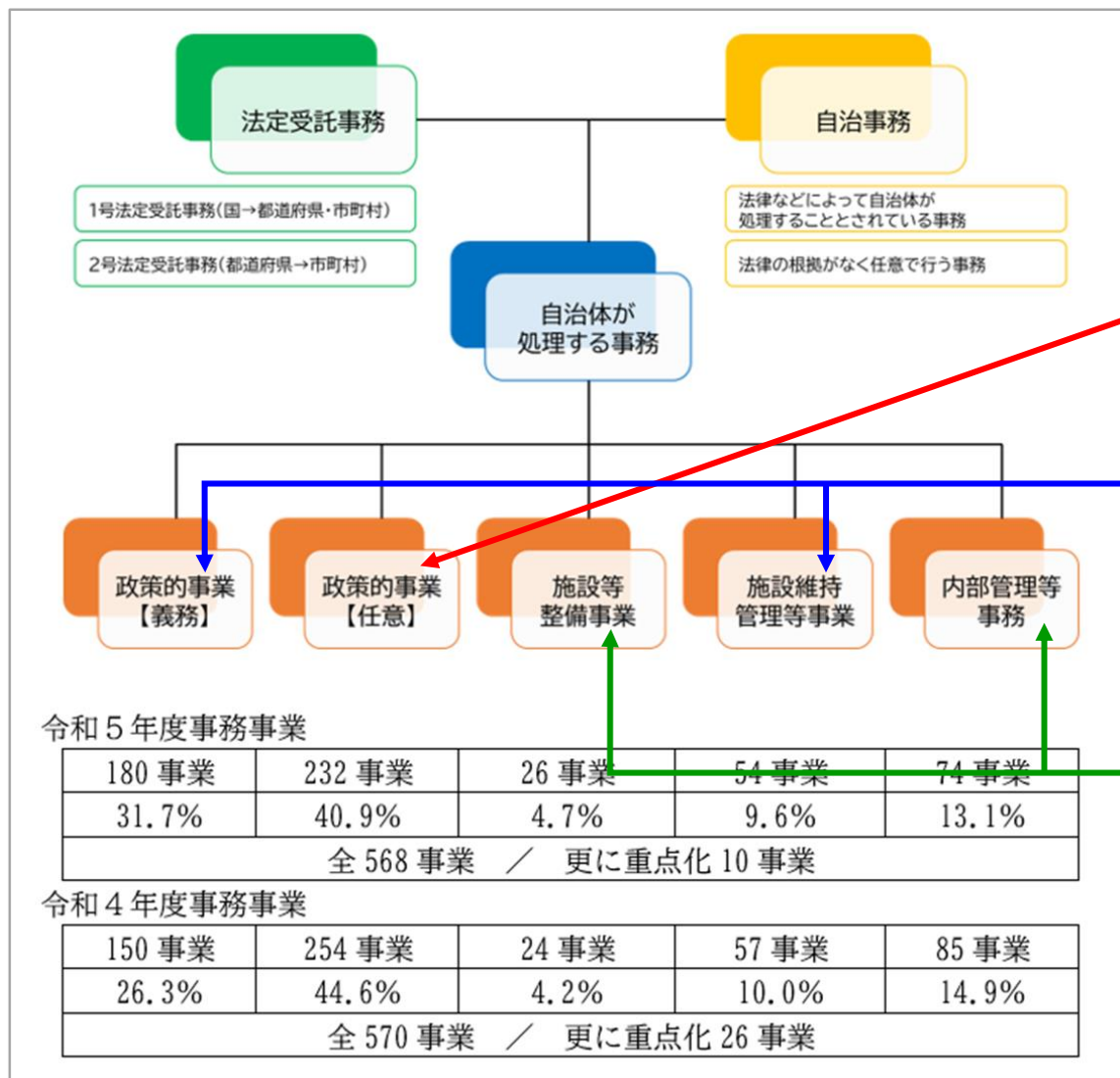


事務事業評価のタイプ分け及び評価の濃淡

事業タイプ	説 明	表記
政策的事業【義務】	• 法令等によって実施が義務づけられており、 <u>執行方法や支出額等の基準が定められている</u> ため、 <u>市に裁量の余地がないソフト事業</u>	政策【義務】
政策的事業【任意】	• 法令等によって実施が義務づけられているが、 <u>実施に当たっては市に裁量の余地があるソフト事業</u> • 市が <u>自主的に実施する市民サービス</u> に係るソフト事業で、以下の各事業に該当しないもの（ <u>指定管理施設の管理運営事業を含む</u> ）	政策【任意】
施設等整備事業	• 施設の建設、道路、公園等の整備事業、情報システムの構築事業、大規模な修繕事業	施設等整備
施設維持管理等事業	• 建物、道路、水路、公園などを維持管理及び補修するための事業（ <u>積極的なソフト事業を実施しない施設の管理運営事業を含む</u> ）	維持管理等
内部管理等事務	• 直接的な市民サービスを伴わない（市民サービスにつながらない）内部的・定型的な事務	内部管理等

行政評価委員会の審議は、政策的事業【任意】が対象です。

事務事業評価のタイプ分け及び評価の濃淡



令和6年度事務事業 全558事業

詳細評価を行うもの
257事業 (46.0%)

簡易評価を行うもの
169事業 (30.3%)
政策【義務】
維持管理等

評価不要のもの
132事業 (23.7%)
施設等整備
内部管理等

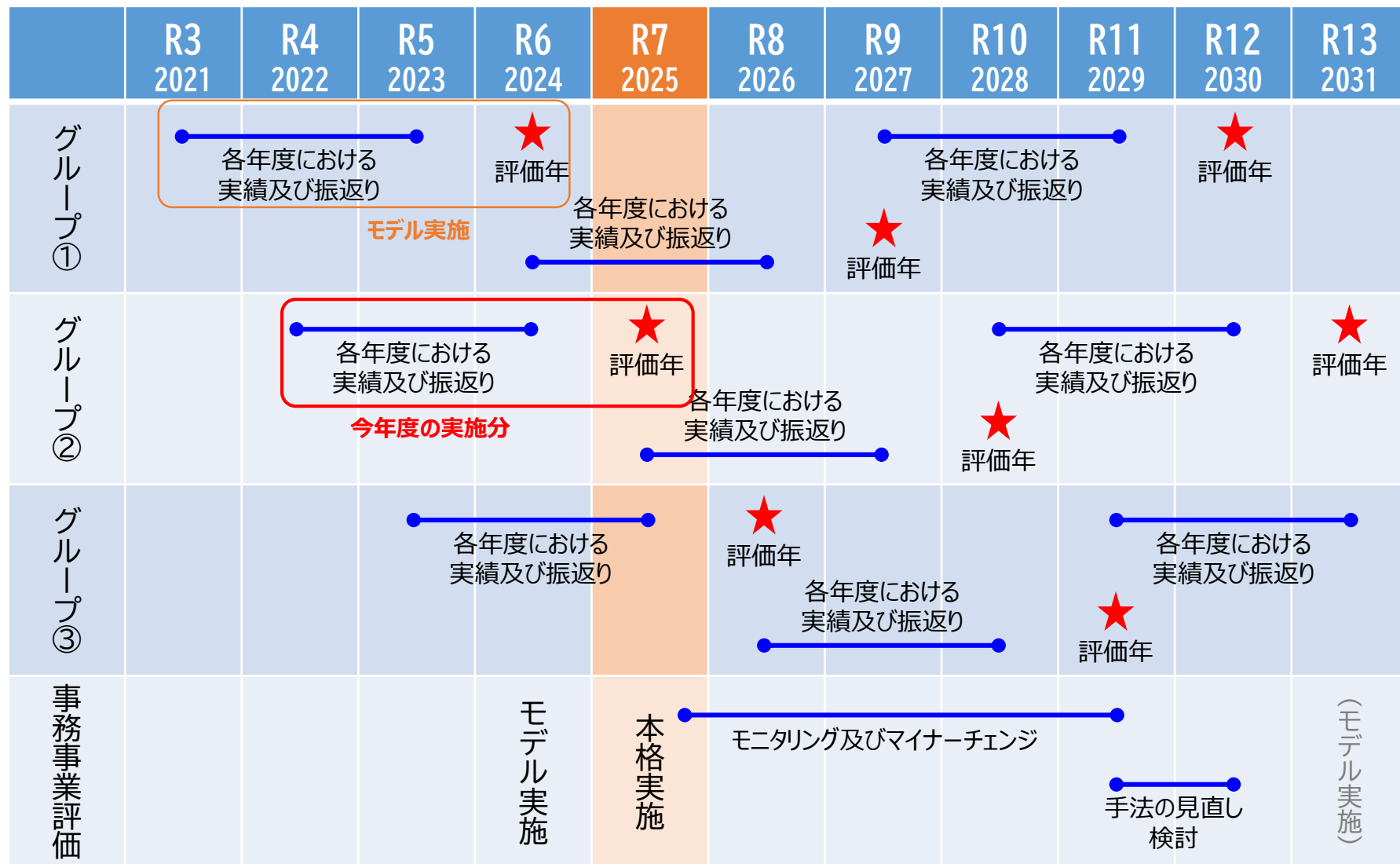
事務事業評価のタイプ分け及び評価の濃淡

評価サイクルと事務事業マネジメントシートの構成項目

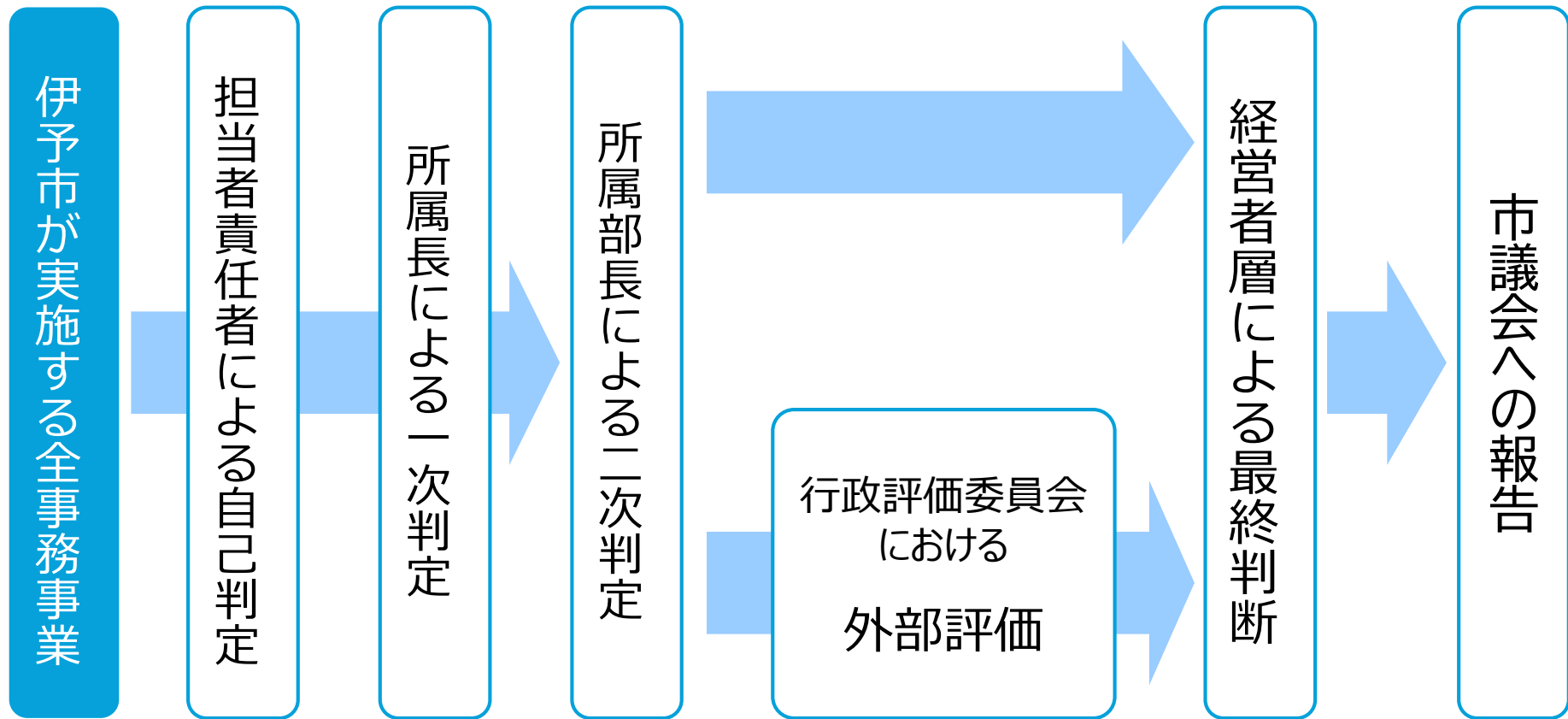
事業タイプ	評価サイクル	評価種別	事業費及び 財源内訳	活動指標	成果指標
政策【義務】	3年毎	簡易評価	○	○	×
政策【任意】	3年毎	詳細評価	○	○	○
重要事業として 設定された事業	3年毎	詳細評価	○	○	○
				※事業進捗を毎年報告	
維持管理等	3年毎	簡易評価	○	○	×
施設等整備 内部管理等	評価不要（シート作成もなし）				

- ※ 施設等整備事業については、事業実施前にその必要性が精査されるべきものであり、維持管理段階になって事業成果が現れ始めるものであるため、評価不要としています。
- ※ 内部管理等事務については、事務事業評価ではなく、各所管における日々の事務改善レベルのものとして取り組むべきものと判断し、評価不要としています。
- ※ 評価周期の間に休止・廃止となる場合は、その時点で評価を実施します。

評価サイクル … 基本は【3年に1回】



事務事業評価の流れ



※簡易評価は、自己判定、一次判定及び二次判定を実施せず
所管の部課長等の協議により市の最終判断を決定します。

自己判定における評価項目（妥当性・有効性・効率性）

自己判定は、妥当性・有効性・効率性の観点から、担当責任者及び事務担当者が事務事業を判定します。

【妥当性】

目的の妥当性、市民・社会ニーズへの対応、サービス主体の妥当性

【有効性】

成果指標の達成状況、成果向上の可能性、市民等への影響

【効率性】

手段の最適性、コストの最適性、受益負担の適正性

上記の各指標を4段階で判定し、合計点によるランク付けを行います。

評価点ランク	S	A	B	C	D
評価点の 合計	12～11	10～9	8～7	6～5	4～3

一次判定における評価項目（貢献度・重要度）

一次判定は、貢献度・重要度の観点から、担当課長等が事務事業を 5 段階で判定します。

【貢献度】

市政全体または上位施策の成果向上に与える影響の具合

【重要度】

市政全体または上位施策の推進における重要度の程度

S	A	B	C	D
非常に高い	高い	普通	低い	非常に高い

二次判定における判定区分

二次判定は、以下の6つから、所管部長が事務事業を判定します。

判定区分	事業の方向性
更に重点化	現状のサービス内容（供給量）では不十分であるため、更に重点化し、事業規模を拡大する
業務改善が必要	事業内容・実施手段の見直しなど、業務改善によって成果の向上を図る必要がある
現状のまま継続	現在のサービス内容（供給量）のまま、事務事業を継続実施する
統合・縮小を検討	他の事業と統合または事業規模の縮小を検討する
休止・廃止を検討	優先度やニーズ等の必要性が低いため、事務事業の休止を検討する 目的を達成したため、事務事業の廃止を検討する
休止・廃止が決定	既に事業の休止・廃止が決定しており、関係団体等と調整が必要な段階

行政評価委員会で諮る事務事業

自己判定・一次判定の結果を踏まえ、所管部長が選定します。

【選定基準】

- 自己判定・一次判定において、いずれかの項目でC以下の判定がある場合は、外部評価を必須とする。
- 二次判定において、「更に重点化」「業務改善が必要」と判定された場合は、必要に応じて外部評価に諮る。
- 二次判定において、「統合・縮小を検討」「休止・廃止を検討」と判断された場合は、外部評価を必須とする。
- その他所管部長が外部評価が必要と判断した場合

上記の選定基準により、年間15～20事業を外部評価に諮ります。

経営者層による市の最終判断

市の最終判断は、市長、副市長、教育長及び部長等で構成する経営者会議において、二次判定の結果や行政評価委員会の結果を踏まえた審議を行い、事務事業の今後の方向性を決定します。

判定区分	事業の方向性
更に重点化	二次判定における 考え方と同じ
業務改善が必要	
現状のまま継続	
統合・縮小を検討	
休止・廃止を検討	
休止・廃止が決定	